
令和5年度第3回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和5年6月15日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	14番	西田	悦子			
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山崎	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	山本	知司
	上月	清	西村	昭二
	保田	公範	公賀	義高
	白岩	義広		

4. 欠席委員 西村 辰寿 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | | | | | | |
|----|------------|---------------------------|----|---|----|----|----|--|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 5番 | 小林 | 孝 | 6番 | 谷尾 | 友枝 | |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | | | | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届について | | | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1号の規定による許可申請審議について | | | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1号の規定による許可申請審議について | | | | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | | | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画について | | | | | | |
| 第8 | その他 | | | | | | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、西村職務代理、竹内推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和5年度第3回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、5番 小林孝委員、6番 谷尾友枝委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は4件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。3ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。7ページをご覧ください。今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号10-1について事務局は説明をお願いします。

事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号10-1について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号10-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 隼福地内 登記地目：田 現況地目： 田 面積 269 m²</p> <p>理由につきましては、申請地は譲受人の自宅の裏にあります。以前から譲受人が譲渡人から借りて耕作をしておられました。この度、譲渡人から譲受人へ譲り渡したい旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稲や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、野菜を栽培される予定です。</p> <p>通作については、自宅の裏であり問題ないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人も50年以上農業の従事期間もありますし、その他3名のご家族も農業に従事されていますので、問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
山根委員	<p>報告をさせていただきます。電話で確認をいたしました。6月2日には譲受人にしましたし、6月3日には譲渡人に電話で聞き取り調査をさせていただきました。先ほど事務局から報告がありましたようにですね。譲渡人はもう20年以上前から鳥取市内の方に出ておられまして農地という農地はもうすべてやっってもらっているという状況でありまして、もう帰ってくる予定もありませんし、ちょうど譲受人もですね、10年以上前から、その農地を耕作していた、管理していたようなことから、今回のもらってくれということの話がありまして、それならということで譲受人も承諾されたというような経過があるようでした。特に問題はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>(質疑なし)</p>

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	<p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号2-1について事務局は説明をお願いします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号2-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>【議案第2号 受付番号2-1 朗読後、説明】 土地の所在地 花原地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 721㎡のうち69.25㎡ 資料については、議案書の3ページから10ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、花原集落の北西に位置する農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、山中にある墓地を自宅近くの土地に移設したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小</p>

事務局	<p>限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側、北側及び南側は畑、西側は山林であり隣接地の同意は得られています。また、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物がないため、影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、2番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
明治委員	<p>受付番号 2-1 について事前調査報告をします。6月9日に申請人とお話ししました。申請人はかなりの高齢で今の墓に行くのはとても苦痛だということでした。今回新しい所に移転の予定ですが、現地の前は道路、後ろは山であり、ここに墓を作っても他の農地に影響はないと思っています。ということで、この申請についての審議をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、受付番号 3-2 について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号 3-2 について説明をします。</p> <p>【議案第2号 受付番号 3-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 中地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 829 m²</p>

事務局

土地の所在地 中地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 550 m²
土地の所在地 中地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 1,296 m²

資料については、議案書の11ページから16ページに付けています。

場所については、議案書の11ページから12ページに図面を付けていますが、中集落の南に位置する農地になります。土地利用計画図は14ページに付けています。

転用理由につきましては、牛舎の集約を図るため離れた場所にある牛舎を申請地に整備したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農業公共投資の対象農地である第1種農地に該当します。許可根拠は農業用施設等です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、西側は県道、東側は農道、南側は自己所有の田、北側は自己所有の宅地であり周辺のうちに影響はありません。また、雨水は自然流下で自己所有の農地を經由し、用悪水路へ放流します。汚水は発生しません。牛の糞尿は「おかくず」に吸収させたい肥場へ移すため、問題はありません。

日照、通風についてですが、隣接農地と十分に距離をとっているため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、7番小椋武委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

小椋委員	それでは3-2について報告いたします。6月12日に申請人に電話にて確認を行ってございます。概要につきましては先ほど事務局が申し上げたとおりでございますけれども、現在この申請人の牛舎というのが、前のスライドに上がっている1ヶ所ともう1ヶ所ございます。そのスライドに上がるとるのが約400頭の牛が肥育されておりますし、もう1ヶ所離れた北側に600m程度離れたところに約200頭の肥育をされておるということでございますが、その200頭の牛舎がですね、集落近くにあつて、民家はかなりあるということで、結構臭いとかいった苦情がですね、少なからずあつたということのようございまして、この度の1ヶ所に集約してですね、経営を行つていこうというふうな決断をされたといったことございまして。以上でございます。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号5-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号5-1について説明をします。議案書の17ページをご覧ください。 【議案第3号 受付番号5-1 朗読後、説明】 土地の所在地 大門地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 16㎡ 資料については、議案書の18ページから24ページに付けています。

事務局

場所については、議案書の18ページから19ページに図面を付けていますが、大門集落から190m南東に位置する農地になります。土地利用計画図は21ページに付けています。

転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあるため、移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、北側が譲渡人の所有する畑、西側、南側は雑種地であり、隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、1番平木正紀委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

平木委員

議席番号1番の平木であります。受付番号5-1につきまして事前調査について報告をいたします。本件は譲受人と譲渡人は代理として行政書士、●●さんを立てられておられましたので、6月7日に代理人に直接会って事前調査を行いました。譲受人の墓地は現在、大門集落の上手の山の中、山に近いところにあるんですが、時が経過して、最近は山の中にあるという状況になっております。したがって墓参りとか、管理等が大変だということから譲渡人所有の畑の一部を購入されて、墓地に転用し移転しようという計画がなされたということでありまして。移転しようとして付近は資料の20ページにも墓地の位置は書かれており、説明をされておしま

平木委員	<p>すが、隣接の土地には110-4とか110-5とかあるんですが、この一帯は、隣接地に墓地がたくさんあるということでもあります。それとその他につきましては、先ほど事務局の方から説明があったとおりでありまして、許可申請につきましては特に問題はないのではないかと判断をいたしますので審議方よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。続きまして、受付番号6-2について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号6-2について説明します。 【議案第3号 受付番号6-2 朗読後、説明】 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 178 m² 土地の所在地：郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 524 m² 資料については、議案書の25ページから28ページに付けています。 場所については、議案書の25ページから26ページに図面を付けていますが、郡家地内の農地になります。土地利用計画図は28ページに付けています。 転用理由につきましては、隣接しているアパートの駐車場が不足しているため、入居者用の駐車場を整備したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅から東に300mに位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p>

事務局	<p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写し及び融資証明書より確認をしました。</p> <p>また、譲受人は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側、南側、北側は宅地、西側は水路であり、周辺に農地はありません。雨水は自然流下で農業用排水路へ放流、汚水は発生しません。</p> <p>日照、通風についてですが、建築物はないので、影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、私が事前調査を行いましたので、報告します。</p> <p>受付番号6-2、農地転用についての申請であります。代理人の行政書士●●氏に依頼されておりますので、直接本人にお会いしてお話をすることはしませんでした。行政書士の●●氏に電話でお聞きをしたところでございます。この2筆ですが譲渡人は両親も亡くなっておられまして、本人も●●にお勤めになっておられまして、農地の保全はできないということで売りたいという相談があったとのことでした。そういうことで先ほど事務局の説明がありましたが譲っていただきましたということでございます。農地を駐車場として利用したい。事務局の説明のとおりであり問題はないのではないかというふうに思っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。終わります。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)

議長（会長）

賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。
続きまして、受付番号7-3について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号7-3について説明します。

【議案第3号 受付番号7-3 朗読後、説明】

土地の所在地：奥谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,603 m²のうち1,382 m²

土地の所在地：奥谷地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,990 m²のうち420 m²

資料については、議案書の29ページから35ページに付けています。

場所については、議案書の29ページから30ページに図面を付けていますが、奥谷地内の農地になります。土地利用計画図は33ページに付けています。

転用理由につきましては、新設店舗及び駐車場の整備のためです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、管理設道路の沿道に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明書より確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は用悪水路、西側は自己所有の田、南側は田、北側は宅地及び原野です。雨水は溜枡及び自然流下で農業用排水路へ放流、汚水は公共下水に放流します。水利権者の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建築物は農地の北に位置しており営農に影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

ここで補足説明をさせていただきます。33ページの土地利用計

事務局

画図をご覧ください。

ピンクのところは商業施設が建ちます。その図面でいうところの上の方は駐車場ができるという状況になります。赤の点線で示す部分が分筆線といいますか一部農地が残る形になります。進入路がなくなることから土地所有者及び転用事業者と協議をいたしまして図面の中央部分、少し色が着いたところですが新たに幅2.5mの進入路を付ける計画としております。こういったことを条件に転用に対する意見を付けたものであります。

用水につきましても道路側から水を取っておりますが建物ができますので水が来ない状況となります。このことについて機能復旧ということで敷地内に図面に示す建物のすぐ上くらいになります。暗渠で15センチの水路を付けております。また下側の方の田んぼにも復旧ということで15センチの水路を付け機能を復旧し、残る田に影響がない形で話をしているところです。現況について少し補足をさせていただきました。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査を行いましたので、報告します。

5条申請、受付番号7-3について報告させていただきます。6月5日に貸渡人である法人、それから6月7日に貸渡人に直接お会いしてそして聞き取りを行いました。本申請につきましては4月の委員会で農振除外のためにですね、審議をしていただいたところです。貸渡人である法人の担当者には電話聞き取りを行いました。当初ですね仮の契約書で申請をしていましたので、正式の契約を今回の申請に間に合わせるといってございまして、急いで事務局の方に申請書を出されたということのお話もございました。この農地につきましては、売買行為でなくて賃貸契約、前回の農振除外の時には、売買契約との感じを受けていたんですけど、今回ははっきりとどちらの方も、借りる方、貸される方も賃貸契約であるということをはっきりとですね、お話になりました。貸渡人については、細かいことは息子にまかせている。間違いないようにしている都合ですという話もされておりました。法人の担当者については、商業施設店舗のことです。何分どうぞよろしくお願ひしますというような丁寧な対応がございました。貸渡人についてはもう高齢となっておられまして、しっかりした話はされませんが外に出て畑を作るとか田んぼを作るとかそういうようなことは一切しておりませんというお話でございました。こういう状況によつての契約でございました。それから事務局の説明にもございましたが残った土地については分筆しないで利用するというようなことでもござい

議長（会長）	した。問題ないという風に感じております。皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。
今井委員	4月にこの件は農振除外が出ていましたよね。4月の農振除外の面積が2,603㎡のうち1,540㎡、1,990㎡のうち611㎡、これを認めているのですけども、今回の申請と面積が違うのはどういう関係でしょうか。
議長（会長）	事務局どうぞ。
事務局	はい。説明をさせていただきます。4月のときの面積でございますがこれは町の方から協議があった面積でございます。これは計画のときの数値でございました。本委員会はその協議について意見を町の方に問題はないということで送ったところですよ。その後ですね。転用事業者と農地転用について協議を行いました。先ほど少し説明させていただきましたが、進入路であるとか、水路の復旧についての協議をさせていただきました。農業委員会に転用申請が正式に来た段階です。そういったことで水路の機能復旧と進入路を作る関係で図面の修正を依頼したところですよ。この結果、転用面積については今回に出された申請の面積ということになりました。もう一つ補足をさせていただきます。転用面積に合わせるため町長部局と農振除外の面積調整を行っております。申請者は町長部局に対し農振除外面積を少なくする訂正を行っております。説明をしております。大変失礼いたしました。当初の面積より少なくなっていることから問題ないと事務局で判断をしたところですよ。以上です。
今井委員	もう一点ですけど写真にもあります●●との兼ね合いはどうなっているでしょうか。
事務局	はい。農振除外申請の際に質問をいただいたところですが、農振除外申請の相談に来られた段階で●●と話がついているっていうところの確認はさせてもらいました。それ以降このことについて聞き取りは行っておりません。以上です。
今井委員	話がついているとのことですね。わかりました。
議長（会長）	その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の36ページをご覧ください。 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 町長から令和5年5月31日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権が、新規のみで3件です。面積は、田のみで7,024㎡（6筆）です。 また、中間管理事業分が、更新のみで1件です。面積は田のみで6,263㎡（3筆）です。 すべて町の基本構想の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>始めに、通常の利用権設定分 受付番号11-1から13-3について審議を行います。 事前調査を行い報告が必要でしたら報告をお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長（会長）	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号11-1から13-3について申請どおり決定します。 続きまして、中間管理事業分 受付番号47-1について審議を行います。 この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)

議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 47-1 について申請どおり決定します。 以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。
事務局	続きます、日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について事務局は説明をお願いします。 議案書の40ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について説明します。八頭町長より令和5年5月31日付けで農用地利用集積等促進計画案について意見を求められているものです。整理番号34-1から40-7について説明します。 この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地21,609㎡（18筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人1社へ6,859㎡（5筆）、その他5名の個人耕作者へ14,750㎡（13筆）を貸付けするものです。以上です。
議長（会長）	それでは審議を行います。整理番号34-1から40-7につきまして、審議を行います。これにつきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。整理番号34-1から40-7につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について審議を終了します。

-
- 議長（会長） 続きますして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。
- 事務局 ●次期農業委員決定について
●研修積立金の返金について
次回の農業委員会は7月11日（火）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
- 議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。栄田推進委員どうぞ。
- 栄田推進委員 任期満了にかかる現委員からの新委員への引継ぎ等について
※事務局説明、内容省略
- 議長（会長） その他ございませんか。無いようですので、以上で第3回農業委員会を終了します。
- 終了（14時45分）